

平成 19 年第 1 回定例
 夕張市議会会議録
 平成 19 年 3 月 16 日(金曜日)
 午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

第 1 一般質問

- 第 2 議案第 9 号 平成 18 年度夕張市一般会計補正予算
 議案第 10 号 平成 18 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
 議案第 11 号 平成 18 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算
 議案第 12 号 平成 18 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算
 議案第 13 号 平成 18 年度夕張市宅地造成事業会計補正予算
 議案第 14 号 平成 18 年度夕張市観光事業会計補正予算
 議案第 15 号 平成 18 年度夕張市住宅管理事業会計補正予算
 議案第 16 号 平成 18 年度夕張市介護保険事業会計補正予算
 議案第 17 号 平成 18 年度夕張市水道事業会計補正予算
 議案第 18 号 平成 18 年度夕張市病院事業会計補正予算
 議案第 36 号 財産の取得について
 第 3 議案第 19 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 議案第 20 号 夕張市副市長定数条例の制定について
 議案第 21 号 夕張市収入役事務兼掌条例の廃止について

- 議案第 22 号 夕張市監査委員条例の一部改正について
 第 4 議案第 23 号 議会及び委員会等に出席する証人並びに関係人等の費用弁償に関する条例の一部改正について
 第 5 議案第 24 号 夕張市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
 議案第 29 号 夕張市公害対策審議会条例の一部改正について
 議案第 33 号 夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 第 6 議案第 25 号 夕張市職員旅費条例の一部改正について
 第 7 議案第 26 号 夕張市美術館設置条例の全部改正について
 第 8 議案第 27 号 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
 第 9 議案第 28 号 夕張市助産の実施に関する条例の制定について
 第 10 議案第 30 号 夕張市賃貸住宅条例の一部改正について
 第 11 議案第 31 号 夕張市農産物処理加工センター設置条例の一部改正について
 第 12 議案第 32 号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
 第 13 議案第 34 号 夕張市消防団条例の一部改正について
 第 14 議案第 35 号 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
 第 15 議案第 45 号 職員定数条例の一部改正について

- 第 16 報告第 1 号 専決処分の承認を求める
ことについて
- 第 17 報告第 2 号 夕張市国民保護計画の作
成について
- 第 18 報告第 5 号 定期監査の結果について
- 第 19 報告第 6 号 例月現金出納検査の結果
について
- 報告第 7 号 例月現金出納検査の結果
について
- 報告第 8 号 例月現金出納検査の結果
について
- 第 20 意見書案第 1 号 公開制度見直しなど
戸籍法の早期改正を
求める意見書
- 第 21 意見書案第 2 号 「がん対策推進基本
計画」の早期決定
を求める意見書

◎出席議員（17名）

熊 谷 桂 子 君
大 西 ヨシ子 君
小 林 孝 雄 君
正 木 邦 明 君
田 口 久 一 君
角 田 浩 晃 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
多 喜 雄 基 君
山 本 勝 昭 君
樋 浦 善 弘 君
加 藤 喜 和 君
井 形 節 雄 君
岡 崎 光 雄 君
荒 吉 弘 君
板 谷 信 男 君
千代川 則 男 君

◎欠席議員（なし）

午前10時30分開議

●議長 岡崎光雄君 これより、平成19年第1
回定例夕張市議会第3日目の会議を開きます。

●議長 岡崎光雄君 本日の出席議員は17名、
全員であります。

●議長 岡崎光雄君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第118条の規定により

大西議員

小林議員

を指名いたします。

●議長 岡崎光雄君 この際、事務局長から諸
般の報告をいたします。

●事務局長 佐藤憲道君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 岡崎光雄君 本日の日程は、お手元に
配布しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いた
します。

●議長 岡崎光雄君 日程第1、これより昨日
に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、大西議員、熊谷議員でありま
す。

それでは、大西議員の質問を許します。

大西議員。

●大西ヨシ子君(登壇) 私は、公明党夕張市議
団を代表して、一般質問を行います。

最初に、夕張市は有史始まって以来の財政再建
団体になりました。再建計画の策定にあたり、市
長を始め多くの方々の昼夜にわたるご苦労があっ

て今日にいたりました。そのことに対し、心より敬意を表します。

それでは、通告に従い順次質問いたします。

機構改正について、お伺いいたします。

一点目に、地区担当員制度についてお尋ねいたします。若菜、清水沢、沼ノ沢、紅葉山、南部の各連絡所が廃止され、住民サービスの低下に対する支援策として、地区担当員制度の創設が予定されております。各連絡所は、長い間地域住民の拠り所として大変大きな役割を果たしてきました。そこに働く職員も、地域住民と深く係わり、地域を理解し、地域の発展に大きく寄与したことは紛れもない事実です。地区担当員は現職の職員で行い、交通の便の悪い所に住む高齢者、身体が不自由な方等に、申請のあった住民票等をお届けする仕事になる予定とのこと。ひとり、ひとりが地域住民と深く係わるにより、今まで見えなかった事も見えてくることもあるかも知れません。電話等で申請の受付を行い住民票、戸籍謄抄本、課税証明、固定資産に係わる諸証明等が対象になるということです。懸念される事は、戸籍と固定資産に係わる証明です。戸籍の公開制度を悪用し、他人の戸籍を不正取得、不正利用する事件が全国で相次いでおり、戸籍に対する国民の不満や不安が高まっております。こうした現状を背景に戸籍の見直しを検討してきた法制審議会の戸籍部会では、交付請求者の本人確認や第三者による請求については、正当な理由があると認めた場合に限り交付できると制限いたしました。不正請求、不正利用に対する罰則を強化すべきである時代に入ってきています。戸籍は個人の身分事項、家族関係などの情報が全部載っております。さらには、固定資産に係わる諸証明の交付についても、個人の資産価値が全部わかります。身分、財産に係わる書類が電話等の請求で交付してよいのか懸念されますが、どの様なご検討がなされたのか、お聞きいたします。さらには、聞き取りの不完全による誤解や、その他のトラブル等があった場合の対応

については、どのようにお考えでしょうか。

二点目には、残った職員の意欲を持たせるための対処は、どの様になされるのかお伺いいたします。大幅な職員の退職により、今後の行政の運営が懸念されます。特に部長、次長、課長の退職により、市役所の組織体制一新は再建の大きな柱であり、うまく機能することにより市民の評価も期待されます。残った職員は、若手、中堅が中心となり本市を支えていくわけですが、本来地域の住民や市の職員は、地域の最高財産であると考えられます。再建の見返りに、これらの方々の方々のやる気が損なわれれば、大きなダメージにつながります。経験不足等を心配する声もありますが、斬新なアイデアで活路を見出すチャンスもあります。市民との協働のまちづくりを目指す本市の再生は、待ったなしでございます。今後のご見解についてお聞かせください。

三点目として、旅券申請の窓口についてお尋ねいたします。新聞等の報道によりますと、道が新年度、権限委譲のために12市町で新たにパスポートの申請、交付手続きが行われる様になったということです。旅券の申請、交付業務は旅券法で都道府県に限られていましたが、同法の改正で2006年から市町村でも行われる様になり、道内では今まで実施しているところも含めて、18市町が実施することになりました。市民は、自宅から近い役所で申請に必要な戸籍抄本の発行や、発給申請書などの各種手続きを一度で済ますことができ、一方市町村は申請者から徴収する手数料の一部が収入となります。本市においては、今までは札幌、岩見沢等にわざわざ出かけて申請手続きをしており、交付を受けるため再度行かなければなりません。海外旅行のブームの中で、多くの人がパスポートを取得希望。今後も、その傾向は続くと考えられます。権限委譲を受けて、窓口を設置すべきではないかと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

2番目に、ごみの問題についてお伺いいたしま

す。

一点目は、分別収集のあり方についてです。分別収集については、本市においては平成16年4月より、ごみ焼却炉がダイオキシン規制法で使用不可能となり、埋め立てごみとして収集されて、3年を向えようとしております。他市町村から来た方は、本市の収集方法は美しい自然の夕張にはそぐわないと驚いています。世界的規模で環境破壊が進み、温暖化が気象の異変をもたらし、すべての大陸で砂漠化が進み、環境ホルモンの影響による免疫力の低下、慢性中毒が心配なダイオキシン汚染等、地球が壊れていく感じがいたします。各市町村で異なる分別の仕方が、ごみの量を左右します。分別数毎に、ひとり一日あたりのごみの排出量を見ると、11分別以上が最も少なく、1分別が最も多い。これを見ても分別によるごみ削減の効果がわかります。分けたら資源、混ぜたらごみと言われますが、分別することでごみそのものの排出量が減るのは、ごみを出さないライフスタイルが浸透していくことによると思われます。近年ある調査によると良い住宅環境で暮らしたいと思う上位にごみの分別数が多い自治体と答えたそうです。夕張のおいしい水、豊かな自然をいつまでも守っていくため、さらにはごみ処分場の延命を図るため、有料化と同時に分別のあり方を見直すべきであると考えますが、お考えをお聞かせください。

二点目にリサイクル運動について、お伺いいたします。着用しなくなった衣類、使用しなくなった家具、家電等まだまだ使用できるものがごみとしてたくさん捨てられております。特に大型ごみの収集日には、地方からリサイクル業者が来て、良いものを見つけて持っていきます。必要なくなった人もいれば、それを必要とする人もいます。広報等にリサイクルコーナーを設けて、市民に不用品の情報を提供する。もちろん無料の提供です。リサイクルの目指すところは資源を最大限に利用し、廃棄物を減らすことであり、長期的にみた環

境負荷の低減であります。有料化を目前にして各家庭では捨てるものの整理が始まっております。自分が捨てるものが誰かの役に立つのであれば、こんなに嬉しいことはありません。市長のお考えをお伺いいたします。

三点目は、不法投棄についてですが、昨日お二人の方の質問があったので、取り下げます。

四点目に、環境教育について、お尋ねします。栗山町においては、住環境、ダイオキシン、焼却炉等に関するアンケート調査の結果、世帯ではダイオキシンに関する関心があると回答したのは86.9%と高いのに対し、事業所では63.8%と世帯より約23%低かったそうです。事業所においては、50%が焼却炉を設置し毎日大量に出るごみの処理をしていたとのこと。その後は、ダイオキシン規制で以前の製品を罰金を含めた強い行政指導により、ほぼ100%回収したそうです。本市においても、事業所、家庭等で燃やすごみの影響が少なくなく、中にはドラム缶で大量のごみを燃やしているところもあります。大気汚染、ダイオキシン等の排出が懸念されますが、個人ではなかなか注意しづらいという面があります。有料化に伴い、個人、事業所のさらなる大量のごみ焼却等が懸念されますが、ここは行政がしっかり監視し、さらには環境教育が必要かと考えます。また、それを繰り返し行うことが大切です。市民ひとりひとりの環境意識の向上について、ご見解をお伺いいたします。

五点目に、要介護高齢者等、紙おむつ使用者への減免措置について、お尋ねします。介護のため、紙おむつが必要な家庭の中でも、市から紙おむつの給付を受けている在宅の寝たきりや、認知症の高齢者と重度の障害者、さらには新生児のいる家庭が今回の有料化に伴い、負担が多くなります。そのために、減量したいと思っても、でき得ないのが現状であります。特に、大人用の紙おむつは大きく、厚みがあり、かさばります。公平性からいえば、特定の人だけ優遇するのかという議論も

ありますが、さらなる市民負担増の現状で、これら対象者に対しては無料のごみ袋の配付が必要と考えますが、市長のご見解をお尋ねいたします。

次に、観光問題についてお尋ねいたします。

一点目に、観光大使任命についてですが、昨年9月ホテルシュエパロで夕張産業観光フォーラムが行われました。日本観光協会の理事須田寛氏が、夕張の観光産業を高く評価し、立派な産業遺産があるのに地元の人がそれに関心がないのではないかと話されておりました。経済的な活力の維持は、本市の財政再建と並ぶ大きな課題であり、その大黒柱が観光だと考えます。観光推進のため、観光事業者や地域住民を含む、地域ぐるみのホスピタリティの向上を図ることが大切であります。シイビーツアーズの除雪応援隊、ゆうばり応援映画祭、夕張国際学生映画祭の開催に伴い、市民ボランティアの活躍はすばらしく、私も初めてボランティアとして参加いたしましたが、そのエネルギーに圧倒されました。このエネルギーを継続していくパワーは、夕張市民には確実にあると考えております。札幌市やその他の自治体でも取り入れている観光大使は、観光推進に大きく貢献しております。既に本市においても、観光大使に任命されている方がありやに聞いておりますが、新しい夕張観光の推進のため、観光大使の充実は必要と考えられます。夕張市民に限定することなく、例えば、夕張を愛し理解してくださる方、観光事業の広告塔にふさわしい方などを任命し、道外道内で大いにPRしていただけたら大いなる効果が期待できるものと思われまふ。このことについてのご所見をお伺いいたします。

次に、世界遺産の登録申請について、お尋ねいたします。2月26日、道議会一般質問での答弁で高橋知事は、夕張を始めとする空知管内の炭鉱関連施設郡を世界遺産に登録することについて、地元の市民グループなどと協議しながら、取り組みを進めていきたいと述べたということです。空知管内の観光施設は、坑道や選炭施設など約200ヶ

所が現存しており、2001年には北海道遺産に選定されております。また、知事は登録は大変厳しい選定基準があり、地元を中心として機運の盛り上がりが必要との認識である、と述べたということです。ご存知のように、世界遺産は1972年のユネスコ総会で採択された世界的遺産条約によって、人類にとってかけがえのない宝物として世界遺産リストに登録した自然環境や文化財で、2006年7月現在で138ヶ国で830件もございます。私達が世界遺産ですぐに思い浮かべるのは、ピラミッドや万里の長城、ベルサイユ宮殿、グランドキャニオン等のような大物は実はその一部であり、その陰には地味ですが人類の歴史に欠くことができない重要な遺産が多数隠れております。中でも、近年新しい傾向の世界遺産として注目されているのが産業遺産です。特に欧州での登録が多く、イギリスの製鉄遺産、紡績工場、ドイツの製鉄工場、スウェーデンの製鉄場、オランダの排水機場、フィンランドの製材製紙工場など、各国の近代産業遺産が人類の歴史を大きく変えた産業革命の原点として、毎年2件ぐらいずつ登録を増やしているということです。本市の石炭博物館を始めとした炭鉱遺産関連施設、資料は国内一級と評価されております。将来に向けた登録申請についてのご見解をお伺いいたします。

4番目に、特産品のながいもについてお尋ねします。夕張特産のながいもは粘りがあり、甘味があり、一度食べたら多くの方々がファンになります。他の地域の方々も食べ比べると断然夕張産がおいしい、と大変好評です。夕張特産のながいもは、戦後極端な食料不足の中で道は園芸作物の栽培を奨励、各自治体に栽培する重点作物を割り当て、夕張に当たったのがながいも、と聞いております。今でこそ十勝産が有名ですが、原点は夕張であったということです。1960年、1961年は、道園芸作物共進会で連続して農林大臣賞を受賞。しかしその後、ながいもよりメロンの方に主力がおかれ、ながいもをつくる農家戸数の減少、また作付面積

の縮小で収穫量が減っております。今女性グループでは、ながいもを使った郷土料理の勉強、研究を重ねております。新しい観光体制に入った本市に、夕張に行ったらあのおいしいながいも料理が食べられる、と観光客の増加を図ることが夢であります。ながいもは、大変奥が深くそれぞれの農家が工夫を重ねて味の良い作物づくりを目指しております。バイラス病との戦い、せっかく作った作物が鹿に食べられる。新規参入したくても農地を手に入れることが難しいなど、増収を図るには厳しい内容であります。今後新しい加工食品の開発等も考えられるときが来ると思います。増産を図るべきであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、教育問題についてお尋ねします。

一点目に、本市におけるいじめの実態はどのようなになっているのか、お聞きいたします。昨年12月に行った道教委のいじめ実態調査が、2度目の集計を行いました。本市においても、行われたと聞いております。それによると、道内の児童生徒の5人にひとりがいじめ被害を訴えていることがわかりました。公立の小中高の約42万人が対象で4分の3が回答し、5万8,000人がいじめられたことがある。また、2万人が、今もいじめを受けていると回答しております。子ども達の生の声をこれだけ大規模に集約した調査は、全国の都道府県でも初めてで、子どもの訴えを大人は重く受け止めるべきであります。学校や家庭でも、いじめの対策については不断の努力が欠かせません。いじめられた時、誰にも話さなかったという子どもは中学校で4割、高校で3割、仲間からはじき出され、親や友達にも相談できずひとりで悩む子ども達を思い浮かべると、学校が楽しいと希望を持てる教育環境を断じて作る必要があると考えます。本市の現状をお知らせください。

二点目に、教員の資質向上について、お尋ねします。道のいじめの実態調査では、1万3,000人の教員を対象としたということです。いじめを認

識した1割がそれに対応しなかった、と回答しました。2万人の子どもが現在もいじめを受けていると訴えている反面、いじめを認識した教員の8割近くが解決したと答えたそうです。この落差はどこからくるのか。いじめは学校全体の課題であると認識する必要がある、全ての教員が一致して取り組む体制が必要であります。福岡県では、いじめを苦にして自殺した少年の担任が生徒間のからかいや冷やかしを誘発したと処分を受ける事態に発展。教え子のため、日々戦い努力する教師が大勢いる反面、いじめに対して1割もの教員が対応しなかったという現実の問題が起きては公表せず、学校内で片付け、身内でかばい合うことなかれ主義が横行している現実ではないかと訴える識者もおります。いじめる側が100%悪いという考えを、生徒教師の中にしっかりと植え付けることが大切です。良き種は良き苗となり、良き花を咲かせるという言葉がありますが、教師はまさに立派な花をつけるための育ての親でもあります。教師の資質の向上について、教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、病院問題についてお尋ねいたします。

一点目の年度末の病院休診による影響は、通告の後に診療を続けていくと、状況が変化いたしましたので取り下げいたします。

二点目の医師確保の状況について、お尋ねいたします。2月16日医療法人財団「ゆうばり希望の杜」が、指定管理者として選定されました。選定の理由として、公的機関の平等性、公共性と民間の持つサービス効率を兼ね備えた新しいシステムをつくり、まちづくりに参画しながら、高齢化社会の新たなあり方を模索し、地域医療の安心安全に貢献してくれるものと考えられます、と述べております。希望の杜が、名前のとおり市民の希望の杜に成長していくことを願うものであります。現在、医師を募集していますが状況をお知らせください。

三点目に、夕張市立診療所の基本方針として、

地域の中核医療機関として患者さんに満足と安心を提供する医療を目指すと思いますが、地域医療を守るためには医師会も同じ考えであると思われる。協力し合えることは協力し、足りないところはお互いに補い合う。定期的な話し合いの場を持つことにより、お互いの意志の疎通が図られるのではないかと考えますが、今後の医師会との連携はどのように図っていくのかお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。(拍手)

●議長 岡崎光雄君 市長。

●市長 後藤健二君（登壇） 大西議員のご質問にお答えいたします。

まず、機構改正に係わって地区担当員制度実施にあたっての不正行為などの対応についてでございますけれども、宅配サービスの対象としております戸籍、住民票、各種証明書につきましては、個人のプライベートに係わるものや資産などに関する情報がわかるものもございますから、実施に際しては議員が危惧されていることが絶対に発生しないよう万全の注意を払っていかねばならないと思っております。また、印鑑登録証明書は特に個人の権利、契約関係に大きく係わるものでありますから宅配サービスの対象から除外したところでございます。申請書類の交付に当たっては、地区担当員が申請された方の自宅に届けることとしており、その地区担当員を代理人とする委任状も提出していただくことによって、本人であるとの確認をしてまいります。この制度は市民と市職員との信頼関係に基づいて実施することが大前提となっております。万にひとつでもトラブルが発生しないよう職員は公務員としての自覚、責任において対応することを徹底させますし、市民の皆様も適正な利用についてぜひご協力をお願いしたいと思っております。

次に、職員に意欲を持たせるための対処についてでございますが、まず財政再建計画の着実な実行が絶対に必要であり、計画初年度からつまずいては市民に不安を与えるとともに、職員にも

失望感が生まれてまいります。計画どおりの実行は将来の待遇改善にもつながるものであり、職員に意欲を持たせる第一の方法であると考えてございます。また、今後はさらに職員の勤務を正に評価し、人事給与面に反映させていくことが重要であると認識しております。全国一低い給与制度の中でも能力、努力を正に評価し、職員の意識の変革、意欲の向上につながるような制度の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、旅券申請の窓口についてのご質問でございますけれども、旅券の申請交付業務は、旅券法の改正により平成 18 年度から市町村でも行えるようになり、登別、砂川など 6 市町で業務が始まっており、19 年度からは稚内、紋別など 12 市町が加わり、計 18 市町となりました。本市で実施の場合、手数料の一部が交付金措置されますが、旅券交付端末や交付旅券保管用耐火キャビネットの購入に多額の経費を要することや、職員の削減を図っていかなければならない再建下で、新たな業務を実施していくことは難しいことから現状では窓口の開設は難しいと考えているところでございます。

次に、ごみ問題についてのご質問でございますけれども、最初に分別収集のあり方についてありますが、平成 12 年度に容器包装リサイクル法に基づくガラス瓶や空き缶などの 7 品目の収集を始めました。残る 3 品目のうちダンボールは昨年 10 月から分別収集を行う予定でございましたけれども、財政再建に伴う事業見直しにより実施を見送ったところでございます。また、平成 14 年 12 月からはじん芥焼却場のダイオキシン類排出規制強化に伴う使用廃止により、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを一括収集としたところでございます。埋め立て処分地の延命を図る上において、一層の分別収集に取り組むことが大きな効果をあげることとは十分承知しております。したがって、今後本市が財政再建を進める中であっても分別品目を増やしていくことが必要であると考えているところで

ございます。

次に、リサイクル運動についてのご質問でございますけれども、ごみとして出されているものの中には、再利用可能なものがございます。市民が持っている不用品でまだ使えるものを市民同士が連絡し合い、互いに必要なものとして有効利用することはごみの減量化やリサイクル運動の推進につながるとは思います。ご質問の市の広報を仲介として市民に情報提供を行っていくことについては、仲介者としての市の責任や仲介の範囲などを考えなければなりませんので現段階での実施は難しいかと思っております。

次に、環境教育についてのご質問でございますけれども、簡易焼却炉でのごみ焼却は減量効果がございますが、基準を満たさない焼却は野焼きとなり違法行為でございます。さらに煙や悪臭などの公害問題が発生するおそれもあるため、本市では簡易焼却炉の使用を自粛していただきたいと考えてございます。一方では生ごみの堆肥化など、市民が取り組めることは積極的取り組んでいただきたいと考えております。これらの情報については出前講座や広報、市のホームページなどで提供してまいりたいと考えてございます。

次に、要介護高齢者等の紙おむつ使用者への減免措置についてのご質問でございますけれども、2月28日開会の臨時市議会で議決をいただきました廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第4号において、市長が認めた者については減免できると定めてございます。近隣の状況については、栗山町は要介護者や新生児に対する減免を行っておりますが、三笠市は制度がないなど自治体によって対応が異なっております。有料化の実施にあたっては、市内の現状や他市町村の状況等を調査し、要介護高齢者等の減免について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、観光大使についてのご質問でございますけれども、本市の観光事業はかつて基幹産業でありました石炭産業に代わる新たな産業を創出し

ようと石炭博物館を整備したことから始まり、その後は総合観光を目指し見学施設、宿泊施設、温泉施設など多様な形態の観光施設の整備充実を図り、市が主体的に雇用の場の確保と地域経済の振興のため重要施策として推進してきたものでございます。このように推進してまいりました観光事業は、今では夕張メロンと同様に本市の基幹産業であり、財政再建計画の指定を受けた本市にあっても、今後も重要な産業であると考えております。この観光産業の振興の施策として観光大使を活用しては、とのご提言でございますが本市においてもかつては観光大使を任命した経過がございます。特産品のPR事業では売上増に貢献するなど一定程度の成果を上げておりました。私は、今後観光大使を活用した観光振興については、必要なことだと思っております。

次に、世界遺産の登録申請についてでございますけれども、石炭博物館、史跡夕張礦、夕張鹿鳴館、滝ノ上発電所等は、本市の炭鉱関連施設として誇れる産業遺産でございます。特に石炭博物館は、日本の産業革命と近代化の歴史の中で果たした石炭の役割と炭鉱の全てが学べる博物館であり、その付帯施設である史跡夕張礦は国内唯一、実際の坑道を活用した学べる施設として平成18年度文部科学省の登録有形文化財に登録された施設でもございます。また空知管内の炭鉱施設は、平成13年に北海道遺産にも選定されております。このような本市の炭鉱産業遺産と空知管内にある他の炭鉱関連施設群と一体となった世界遺産への登録申請のご提言であります。世界遺産の登録には大変厳しい選定基準があり、その実現には関係自治体の長年にわたる努力が必要となります。そして登録のためには、本市における行政と市民団体が一体となった気運、さらには空知管内全体での気運の盛り上がりが必要と考えてございますので、今後北海道とも連携をとって研究してまいりたいというふうに思っております。

次に、ながいもの増産についてのご質問でござ

いますが、近年のながいもの生産状況は平成 16 年は栽培戸数 67 戸、面積 16.7ha、平成 17 年は栽培戸数 61 戸、面積 16.4ha、平成 18 年は栽培戸数 60 戸、面積 13.6ha となっております。栽培戸数及び面積ともに減少傾向にあります。本市の農地は、道営農地総合開発整備事業及び道営中山間地域総合整備事業によりメロンを栽培するための耕地造成事業を実施したため、ながいもの栽培に必要な土壌の深さが確保できなくなり、ながいもの栽培に適した畑が少なくなってきたとございます。また、ながいもの定植の作業がメロン栽培の忙しい時期にも重なることから、特産夕張メロンの栽培に主力をおいていることもながいもの栽培が増加しない原因のひとつと考えられます。農業団体としては、特産品である夕張ながいもの栽培面積を維持していきたいとの事でありますので、市としても特産品である夕張ながいものについては、是非維持していただきたいと考えております。今、市内で夕張ながいものを使用した郷土料理の勉強、研究をしている女性グループがあるとお聞きいたしました。是非、夕張ながいものを活用した新しい特産品料理を作っていただきたいというふうに考えてございます。

次に、指定管理者となる医療法人の医師確保の状況は、とのご質問でございますが、指定管理者の公募の遅れや時期的には医師の就職活動期が終わっていることもあり、厳しい条件下での募集であると聞いております。募集方法でございますが、インターネット、公募チラシの作成配付、マスコミの活用などによって募集を行い、現在に至ってございます。先週には 2 名の応募者が夕張に来られ、施設の状況把握や法人関係者と面談されたと聞いてございますけれども、現時点では採用、不採用に関してのお話は聞いてございません。

次に、医師会との連携はどのように図っていくのかとのご質問です。でございますけれども、4 月から市立総合病院は公設民営化での診療所として、新たなスタートとなり、直営の医療機関ではなく

なり、運営は村上先生のお考えで進められることになります。医師会は医師個人としての集まりでございまして、医師が属する医療機関においてはそれぞれその運営方針をもって、診療業務に当たっているものでございます。このような状況下ではありますが、地域医療の推進には市内医療関係者の協力や繋がりが、今まで以上に必要になると考えております。行政といたしましても情報提供や連絡を密にしながら、医師会を通じ引き続き、医療行政に対し協力などのお願いを続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 岡崎光雄君 教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 大西議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市におけるいじめの実態はどのようなになっているのか、とのことですが、道教委が昨年末実施した「いじめに関する実態調査」の本市の児童生徒の状況であります。現在道教委において集計、分析を行っている最中でありますが、質問事項の今もいじめられていますか、という項目のみ特に早急に対処しなければならない調査項目として、他の項目に先んじて教育局より示され、対応について指導をしたところで。

本市においては、回答数の約 10%という割合になっているところであります。この数値の取り方、内容についての分析についてはいろいろあるかと思えます。しかしながら、回答した児童生徒の声は見逃せない現実であり、重く受け止めなければならないというふうに考えているところであります。しかし、現時点ではいじめの件数が多い、あるいはいじめが少ないかは言えない段階であることも、またご理解をいただきたいというふうに思います。本市におきましては、1 月 19 日の校長会において児童生徒及び保護者に不安を持たれないように慎重に対応するよう、指導について具体的をお願いをしたところであります。道教委からは、最終報告については近々明らかにすると伺

っているところであります。

次に、教員の資質向上のための対策は、どのこととありますが、いじめについては決して許されないことであり、またどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもので、担任ひとりだけでは解決することは困難な点が多く、学校全体の課題であり、全ての教師が一丸となり学校の組織を挙げて取り組まなければならない、そういった問題であろうと思っております。本市におきましては、生徒指導の充実を昭和 59 年度より重点施策のひとつとして掲げ、子どもの実態を踏まえ、日常的な教育活動の中で生徒指導の機能を生かした授業を行うとともに、積極的な生徒指導体制をどう構築していくかという視点を中心に取り組んできたところであります。市内各学校の積極的な取り組みの成果として、問題行動が減少傾向にあるというふうにはおさえております。学校教育に携わる全ての関係者一人一人が、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要がある、そしていじめの問題が生じたときはその問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきものというふうに考えております。そのためにも、教職員一人一人が児童生徒理解を根底に児童生徒の発するサインを見逃すことのない日常の実践と、日々の研鑽と努力が求められている、そのように認識しているところであります。いじめ問題や不登校問題等を含めた積極的な生徒指導のあり方について、今まで以上に突っ込んで話し合う研修の機会を設定していくとともに、学校、地域との情報交換システムの改善、これについては図っていかねばならないと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長 岡崎光雄君 大西議員、再質問ありますか。

大西議員。

●大西議員 要望も含めて、何点かお話をさせ

ていただきます。

一点目に、地区担当員制度ですが、例えばこれから職員ひとりひとりが、市民の方と対応するわけですが、対応等のマニュアルなどはどのようにお考えでしょうか。既につくってあるというのならよろしいのですが、信頼を損なわないような対応の仕方というのは、大変重要になると思いますので、マニュアルということでお尋ねします。

もうひとつは、ある程度経過が過ぎて利用した方へのアンケート調査などはいかがだと思います。例えば、問題点、満足度の確認ということも必要になってくるのではないかと思います。これが成功すると、職員は大きな自信につながると思いますので、是非ご検討ください。

それからごみ問題の環境教育ですが、これは繰り返し繰り返し継続していくことによって、効果が期待されるものと思います。広報、出前講座で十分啓発して行くとおっしゃっておりますが、是非継続性のあるものにしていただきたいと思います。

それから世界遺産の登録申請ですが、新聞の報道を見てびっくりいたしました。久しぶりの夕張の明るいニュースだと考えておりました。これを契機に市民も新しい夢を持ち、また行政も本市においてはそれだけすばらしい財産があるのだと、そういう市民ひとりひとりの機運の盛り上がるのために大いにPRしていただきたいと思います。

マニュアルのことだけ、お伺いいたします。

●議長 岡崎光雄君 総務部長。

●総務部長 伊吹敏明君 地区担当員制度について、昨日以来お話をお聞きしてまいりまして、今も大西議員からございました。これは答弁の中でも申し上げており、市民と市職員との信頼関係のもとにやっていくことが大前提になります。ただそこに、ひとつも間違いがあってはならないと私も思っております。今後、当面この取り扱いをどうしていくかということは当然職員に指示して

いって図らなければならないということであり
ますから、それについてはマニュアルの作成も含め
まして十分取り扱っていきたいと思っております。
要望だと思いますが、事業をやっていけば、その
検証というのは当然していかなければなりません。
この事業を進めるに当たって、何が問題点になっ
てくるのか、どんな問題点があるのかということ
も含めまして、これは当然のことながら今後の対
応としてやっていかなければならないと思いた
すので、その点も含めまして必要なことだと思
っております。

●議長 岡崎光雄君 次に熊谷議員の質問を許
します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子
です。

今回の質問の中で、2件目（2）の保育料等につ
いては、別の機会で質問することとし、今回は
取り下げし、他の部分は、通告に従い、順次質問
してまいります。

さて、2月28日、市議会は市提出の財政再建計
画を賛成多数で可決し、夕張市は、地方財政再建
促進特別措置法に基づく準用再建団体の申請を行
いました。再建計画は、市長が法の下での財政再
建を表明して以来、わずか8ヶ月の短期間に、市
民懇談会、説明会などで出された市民からの疑問
や要求への十分な説明も対応も行わないままに策
定されました。住民意思を無視し、国、道から強
制された全国最高の住民負担、最低の住民サービ
スという方針によって策定された財政再建計画は、
市民生活を破壊し、さらなる地域崩壊を招くもの
であって、市民の理解、合意を得られたものでは
ありません。住民無視の財政再建計画決定に強く
抗議し、以下の質問をいたします。

まず、最初に財政破綻に至った経緯及び原因、
責任の所在を明らかにしないまま、責任を市民に
転嫁する財政再建計画実施は許されません。引き
続き徹底した情報公開を要求します。基幹産業破

壊、地域の衰退、自治体の財政破綻という事態を
引き起こした直接的原因は、国のエネルギー政策
であり、責任は第一義的に国にあります。同時に、
国の石炭政策に的確な対応を行わなかったばかり
か、危機的状況にある夕張市への適切な支援を怠
った広域自治体としての北海道も責任を免れませ
ん。また北炭資本は国の石炭政策のもとで、夕張
新鉱重大災害を引き起こし、93名の労働者の生命
を奪って閉山。雇用破壊、急激な人口流出により
地域に壊滅的な打撃を与えました。加えて、土地、
炭住、炭鉱病院等を自治体に買い取らせ、上水道、
道路など都市基盤の一切を未整備なまま自治体に
押し付けて撤退しました。このことにより、総額
583億円を上回る閉山後処理対策費の捻出を余儀
なくされ、このうち332億円が地方債となったこ
とが、その後の市の財政をゆがめ、ひいては財政
破綻という事態につながりました。北炭資本の経
済的、社会的責任とともに、閉山後処理対策と地
域復興への十分な支援を怠った国と道の政治的、
社会的責任は重大です。同時にいわゆる箱物建設
を前提とする補助金行政、リゾート法などにより
観光開発をあおり続けた国と道の行政責任は重大
です。

さらに、国、道の政策をよいことにして、過剰
融資を承知の上で自治体を借金漬けにし、金利で
莫大な利益を得た大手銀行の果たした役割と責任
についても問われなければなりません。国の政策
に乗じて、自治体を借金漬けにし、社会的、道義
的に貸し手責任を問われなければならない大銀行
はどこなのか。この4月から、夕張市民に全国最
高の負担、全国最低の行政サービスが押し付けら
れようとしているとき、市は債権者の全貌を市民
の前に明らかにするのが当然の責任です。再建計
画で市民の理解と協力を得ようとするからには、
直ちに債権者別の債務の全貌を公開すべきです。
基幹産業崩壊、地域破壊を前にして、活路を観光
産業に求めざるを得なかったとはいえ、補助金に
頼って観光開発路線をばく進し、見通しのない膨

大な過剰債務を抱える事態を引き起こして財政破綻を招いた市の行政責任は決定的です。

しかも、市民からの過大な観光開発への疑問、批判に耳を貸そうとせず、第三セクターの事業実態、情報の公開をかたくなに拒み、赤字の実態を一時借入金などによる不適切な会計操作でかくし続けることにより、最悪の事態を招いたにもかかわらず、その経緯、責任の所在を市民に説明していません。住民説明会の中でも、多くの市民から出された、たくさんの疑問、質問に対して、情報の公開や説明責任についてどのようにお考えでしょうか。詳細は不明のまま一方的に過酷な負担を市民に押しつけることが許されるはずはありません。市長は退任される前に、これまでの財政破綻に至る経緯、原因、責任の所在をすべて市民の前に全面的に明らかにする責任があるはずです。

また、財政再建計画策定の段階においてもたくさんの問題を残しています。市民の生活に重大な影響を及ぼす重要で膨大な審議資料はすべて委員会当日にしか資料が出されず、議会や住民説明会で何度要求されても十分な情報公開がなされず、委員会においてさえも積算の根拠となる数字や考え方が公にされず、チェックするための議会であるはずが、白紙委任に等しい審議を強行されたことは、総務省や道が標榜している情報公開にも住民の理解と納得にも程遠いものであるといわざるを得ません。市長は、これまでの情報公開、説明責任について、どのように認識されておられるのか伺います。

さらに、今後についてですが、この先情報公開をうやむやにすれば市民の理解は得られるはずはありません。財政再建計画書の中で今後、徹底して情報公開を進め、市民の理解と協力も得ながら、行財政運営全般を根底から見直し、地域の将来に向けて透明性の高い持続可能な財政構造の構築を目的として、財政再建に取り組むこととするとありますが、情報秘匿が長期間続いた、異常な状態が招いた、この悲惨な結果を深く反省することが

必要です。今後、徹底した情報公開とは具体的にどのようなことを考えているのか、お尋ねいたします。

次に、今後の住民負担について伺います。再建計画策定において、国や道の指導によって全国最高の住民負担が求められている、とされてきましたが、全国最高の市民税、固定資産税、軽自動車税、新設入湯税など、ただでさえ税制改悪による増税、介護保険料等の負担増に苦しめられている市民に新たな負担を強いるもので到底許されるものではありません。さて、2月19日に日本共産党の紙智子、大門実紀史、吉川春子参議らによる質問趣意書が提出され、2月27日付の政府答弁書によると、総務省として全国最高の負担と最低のサービスという基調で作成するように助言したことはないと明記されています。それでは、誰が決めた基準なのでしょう。・・・・・・・・・・

財政再建の基本計画の中で、市民負担増に一定の配慮をしつつ、税率の見直しによる市税の増収を図るほか、ゴミ処理の有料化や各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を見込むとともに、税や使用料などの徴収率向上対策を講じることで、歳入確保に努める、とありますが、歳入の確保については、全国最高の市民税、固定資産税、軽自動車税、新設入湯税の過大な税負担を強いられるいわれはありません。今あたかも夕張市の財政運営、乱脈経営にのみ原因を求め、国と道の責任、企業や銀行の責任を不問にして、その犠牲を市民にのみ転嫁する再建計画が実施されようとしていることは、断じて許すことはできません。歳入確保は、財政破綻に追込んだ国、道の責任、さらに企業や銀行の責任なども明らかにしながら、責任に応じた負担を求めるべきであって、過酷な税負担を市民に強制すべきではないと考えますが、市長の見解を伺います。

さらに、公共料金等にあたる住宅料、上下水道、国保料、介護保険料、ゴミの有料化、敬老パス料金、集会施設の大幅な値上げ、また、今後の値上

げが行われるとすれば、子育てを困難にするばかりか、多様な市民活動、福祉活動を著しく阻害するものであって、憲法で保障する生存権、文化的生活権を脅かすものです。住民が安心して住み続けられることこそが基本に考えられるべきことであり、また、財政再建のためにも、たくさんの市民が安心して住み続けられることが重要なはずです。財政再建下の市の予算で無理なことは、道や国の責任で補完すべきではありませんか。市長の認識を伺います。

次に、住民サービスについて伺います。財政再建計画による全国最低の住民サービスの押し付けは、市民生活を破壊し、夕張に住み続けたいと願う市民意思と真っ向から対立します。国、道の責任において、基本的な行政サービスを存続させることが必要です。単独事業の廃止による扶助費の切り下げ、委託料などを含む物件費、公共施設補修経費削減、各種団体補助金削減などによる住民サービスの低下は、市民生活全てにわたって著しい水準低下を引き起こし、夕張に住み続けられないまちに陥れるものです。市立病院の公設民営化、診療所化は、地域医療センターとしての機能を放棄するもので、患者の医療機会を奪い、不安に陥れ、過重な経済負担を押し付ける結果を招きます。この地域に必要なのは、民間医療機関との緊密な連携のもとに、救急、夜間診療の機能を果たし、人工透析を含む治療継続を保障する地域中核病院です。地域の医療センターとしての機能の実現に向けて、市長は努力を続けるとの答弁をされていますが、現在の状況と、今後の取り組みについて伺います。

また、除雪車出動基準の引き下げは冬期間の市民生活を脅かしています。敬老パスの自己負担増、高齢者就労事業委託料の縮小、社会福祉協議会、老人クラブ補助の縮減、廃止などによる高齢者福祉の大幅な後退は、高齢者の日常生活を直撃しています。子育て支援、学校教育、社会教育の保障に関わる事業の廃止、極端な縮小は、次代を担う

世代へのしわ寄せであり、必要とされる少子化対策の方向性に逆行するものであって、許されません。養護老人ホームの存続とともに、高齢者の暮らしと尊厳、子どもたちの健やかな成長を保障する事業の再開、または改善することが必要ではありませんか。連絡所の代替機能、市民会館など公共施設の閉鎖、使用制限、負担増は市民生活に不便を強いるだけでなく、多様な自主的市民活動、自治活動を阻害します。平和地域では葬儀の際、鹿の谷生活館がふさがっていて使えず、清水沢など遠方での葬儀を余儀なくされ、近所の方たちの弔問に支障が出ています。さらに、集会施設が閉鎖のため、会議などの会場が取れないという不満の声が出ています。また、図書館の廃止は市民の文化、教養活動を著しく破壊し、夕張の文化的伝統を消滅に追いやるものです。

以上、地域社会としてなりたつにふさわしい基本的条件の問題として、これらの事業の継続、施設の存続が必要ではありませんか。

人口減少を既定の事実としてとらえ、機械的な学校統廃合をするのではなく、地域の要求や声を聴くことが必要です。さらに市内唯一の夕張高校の存続も含めて、教育条件の維持、充実が必要ではありませんか。また公衆トイレは市民、高齢者の生活行動に欠かせないものです。それは外来の来訪者、観光客にとっても同じです。中でも鹿の谷の公衆トイレは、JR 鹿の谷駅があるにもかかわらず、駅にもトイレがなく、通学の高校生やお年寄りたちなど、利用者が非常に困っています。また、地元ではボランティアで清掃を協力するといった声も出ています。さらに、多くの公衆トイレが道道と隣接して設置されていることから、道営移管も含めて存続が必要ではありませんか。それぞれ、市長のお考えを伺います。

4 番目に、行政機能の確保について伺います。条件の違う自治体の例を機械的に当てはめて、市職員の極端な人員削減を行うことは行政機能を失わせ、自治体の存立意義を破壊します。労働条件

の回復、必要な人員確保など、機能する自治体を確立することは当然のことではないでしょうか。市職員定数の極端な削減は、人件費削減だけが目的化され、総務省の言う同規模自治体の最低水準に従ったもので、行政機能維持にはどれだけの規模が必要かという観点が完全に欠落しています。国、道の圧力は許しがたいことであると同時に、自治体としての見識も展望も捨て去った市理事者の責任は重大です。無謀な人員削減を、待遇劣悪化、退職金制度の大改悪によって強要することは、極めて卑劣な行政手法です。行政執行、政策遂行の責任を担ってきた特別職の待遇切り下げは当然としても、指揮下にあつて現場を支えてきた一般職員が財政破綻の責任を問われ、懲罰的ともいえる劣悪な労働条件を強いられるのは、道理がありません。行政執行に必要な人員確保と職員構成、職務に見合った当然の労働条件の回復、保障が必要ではありませんか。また、部分的手直しが行われるとはいえ、消防職員の人員確保、救急救命士など必要な専門職員の配置は、市民の生命、財産を守る分野として確保することがどうしても必要です。市民が今、一番不安に思っていることのひとつが、救急救命士が乗務した救急車を常時2台運行できるのか、さらに、火災やその他の災害などに対する体制が万全なのか、ということです。職員数が減少している中で、これまでの体制をどのように確保していくのか、伺います。

また、少ない職員であることから、非番、公休日を万一のために市内で過ごすように協力を求めるようなことがあるとすれば、これは事実上、休日が休日でなくなるということであり、さらに、この状態が永続的に続くことになるわけですから、結果として、労働条件の改悪強化につながるものです。消火、防災、救急活動に支障をきたさない人員の確保と、職務遂行の努力と使命感にふさわしい労働条件の回復、保障が必要ではありませんか。行政機能、消防職員、またそれぞれの労働条件について、市長の見解を伺います。

最後に、夕張再生計画について、伺います。

市職員、市立病院職員の大量退職、第3セクター従業員、その関連企業など多くの労働者が雇用不安にさらされ、大量の市外流出が危惧されているにも関わらず、有効な雇用の確保、拡大の緊急対策すらなされていません。市民が住み続けられる対策がなければ、計画の中に予定された税収すら見込めないはずです。安倍内閣は、地域再生を格差固定化防止や成長力強化の重要課題にすえています。そうであるならば、夕張市では財政再建と並行して前途に希望の持てる、地域産業や地域社会の再生計画を策定、実施することが欠かせません。財政再建と市民生活の維持両立に欠かせない、前途に希望の持てる地域産業や地域社会の再生計画の策定、実施についてどのようにお考えでしょうか。

さらに、国と道の責任、企業や銀行の責任を一切問わず、巨額な財政赤字のすべてを市民に負わせて自治体再編の見せしめにすることは、断じて許されることではありません。

ここで暮らし続けたい、何か力になりたい、という住民の自治と助け合いが作れなければ、どんな財政再建計画があっても、夕張再生はできません。子どもたちも、お年よりも笑顔で安心して暮らせる夕張が求められています。また、夕張問題は、夕張だけの問題ではありません。求められているのは、憲法と地方自治の本旨、住民の声に沿った夕張市の再生です。自治体にスリム化競争を強いるような政府の圧力に屈するのではなく、この財政再建計画は、まず国や道、企業や銀行などの責任を明らかにしたうえで、抜本的に見直すことが必要です。財政危機にある自治体と地域を立て直すポイントとして、第1に、厳しい財政再建の向こうに希望の持てる地域づくりの目標の設定をすること。第2に、格差社会だからこそ地域における住民の生活権保障が必要です。第3に、行政依存でない新しい住民自治組織、担い手の形成が必要です。行政は情報公開に努め、行政と住民

の信頼関係の構築が求められています。

以上のことから、住民が参画したうえで、地域のあり方を論議し、住民が安心して展望をもって暮らせる中長期的な夕張再生計画も平行して策定することが求められています。市長のお考えを伺います。

以上で、私の質問を終わります。

●議長 岡崎光雄君 加藤議員。

●加藤喜和君 大変重要な問題だと思いますので、あえて議事進行で、議事の精査をお願いしたいと思います。

まず一点目、今後の住民負担についてということでおそらく（１）の歳入の確保についてという欄で質問をしていたと思うのですが、これらは誰が決めた基準なのかという質問ですがこれが通告に沿うのかどうかということ。並びに３番目の住民サービスについての生活権の保障について、という欄で質問していたと思うのですが相当の項目の中身でした。それぞれ市長に質問しているということで、そのことも含めて通告の内容となじむのかどうかということで、議事録の精査をお願いいたします。

●議長 岡崎光雄君 暫時、休憩いたします。

午前１１時３５分 休憩

午前１１時３７分 再開

●議長 岡崎光雄君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、午後１時まで昼食休憩といたします。

午前１１時３７分 休憩

午後 １時００分 再開

●議長 岡崎光雄君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

熊谷議員。

●熊谷桂子君
.
.

.
.
.
.
.

●議長 岡崎光雄君 市長。

●市長 後藤健二君（登壇） 熊谷議員のご質問にお答えします。

初めに、情報公開と説明責任に関するご質問ですが、財政再建計画を策定する上で市民の理解と協力がなければ再建は成し遂げられないとの考え方にに基づき、その内容などについての受け止め方はそれぞれあるかと思いますが、私としては逐次その状況はわかってもらえるような資料の作成と情報の提供、説明に努めてきたと思っております。また、過去の財政実態や三セクの経営状況に関する情報につきましても、その時々において報告できるものについては報告してきたところでございます。なお今後、財政再建に取り組むにあたり計画書にも記載したとおり徹底した情報公開を進めることで、市民の理解、協力を得るよう公開の手段等について十分な検討を行う必要があると考えているところでございます。

次に、今後の住民負担について、でございますが、人口の流出により住民負担が増えるのではないかとのご質問であります。財政再建計画の策定において、後年次における人口推計は非常に重要な要素でございます。その推計にあたっては、国立社会保障人口問題研究所の推計を基に推計したものでございますが、現在約１万３,０００人の人口が１８年後には７,０００人程度まで減少するであろうと見込んでいるものであります。したがって、財政再建にあたっては人口減少を見込んだ上で１８年間で再建することとしたものであり、新たな住民負担増につながるものはない、と現時点で考えているものでございます。

また、国、道への負担を求めることについては、既に道においては低利な一時借入金の融資による

ご支援をいただけることとなっており、これに伴う道の金利負担の一定割合を国が支援する仕組みが講じられているほか、職員の退職に伴う不足する専門職に道職員を派遣いただくなど、数多くのご支援をいただいているところでございます。これまでも繰り返し申し上げてきたところでございますが、本市が多額の負債を抱え今日財政再建団体に至った全ての責任は、市にあるものと認識しているところでございまして、国や道からご支援をいただきながら市民の皆様とともに一日も早く財政再建が成し遂げられるよう、全力で取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

次に、今後の公共料金等の住民負担増についてでございますが、先程も申し上げましたが、現時点において人口減少を見込んだ上で再建に向けた住民負担増をお願いしているものでありますので、是非ご理解を賜りたいというふうに思っております。なお想定外の事態となれば、その時点で判断し、当然計画の見直しについて国などと協議して取り組むこととなるものでございます。しかし、現時点においては繰り返になります。現行計画に沿って推移していくものと考えているところでございます。

次に、住民サービスの生活権の保障についてでございますけれども、生活権に関しては基本的人権の中で最も重要なもののひとつであるとされていることは、承知しているところでありますが、議員ご指摘の病院、学校教育、子育て、高齢者の暮らしなどの市民生活に係わる事柄全般に関しまして財政再建下では全てをこれまでどおりというわけにはならないということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。ご不便をおかけすることとなりますが、その中にある高齢者、子育て、教育等への配慮は盛り込んでいるところでございまして、市民生活に係わって重要なことは改めて国、道と協議を進めていく場合もあると考えているところでございます。なお、医師の確保

の問題でありますけれども、指定管理者制度により診療が継続されることとなった市立診療所においては、運営を担う先生の意志が尊重されなければなりません。地域を守るためにも医師の確保に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、行政機能の維持についてでございますが、本市の職員数は類似団体に比べて多いという実態にあり、これは本市の特異な地域事情から市民ニーズに対応すべく職員体制を構築してきた結果であります。再建計画の中で人口に見合った職員数とすることは重点的事項でもございます。職員数の削減は必要としながらも、今年度退職者は予定を超える大幅なものとなり急激過ぎることにより、最低限必要な有資格者の確保もできない状況となったことから、北海道の職員の派遣を要請し、職員退職者の嘱託採用等により行政機能を維持していこうとしているものでございます。

次に、消防職員についてでございますが、昨日の角田議員のご質問でもお答えしてございますが、4月からの救急体制についてでございますが、現在2台体制で救急業務を行っております。現行体制を維持すべく地域住民の理解とご協力を賜り、3月末をもって本町出張所及び紅葉山分遣所の配置職員を引き上げ、職員の集約を図り、4月以降も2台運用体制としてまいります。

次に、消防職員の確保についてでございますが、消防職員については財政再建計画を策定する中で国、道と調整し43人体制としたところでございます。現在、救急救命士を含む多数の消防職員の退職により、36人となっております。救急体制の確保はもとより、災害対応の確保も緊急でございますことから、即戦力となる消防実務経験者2名を19年度に採用するように進めており、当面19年当初においては38人体制とし、今後は職員の全体計画の中で消防体制を検討していくものでございます。また、非番、公休者を万一のために市内で過ごすように協力を求めることは、労働条件が悪

くなるのではないかとということでございますが、現在、非常時の職員召集を除き、非番、公休日を市内で過ごすよう求めておりませんのでご理解を賜りたいと思います。

次に、職員の労働条件についてでございますが、再建計画策定段階で徹底した事務事業の見直しを行っておりますが、職員数の激減により一人当たりの事務量が増加することが予想されます。しかし、今後も職員数の削減は必要であり、さらに事務の見直し、事務処理の合理化などを進めるとともに、職員で対応できない部分は市民の協力も得るなどして、職員の労働が過重にならないように工夫をしていく必要があると考えております。

次に、夕張再生計画についてお答えいたします。

財政再建と市民生活の維持両立についてでございます。財政再建計画において歳入の確保と歳出の削減が大きな課題であり、そのために職員の総人件費の大幅な削減、事務事業の抜本的見直し、観光事業の見直し、病院事業の見直し、施設の統廃合に重点的に取り組むこととし、具体的には歳入にあっては市民税の値上げ、使用料手数料の値上げなどが盛り込まれていることは議員ご案内のとおりでございます。3回開催いたしました財政再建に係る住民懇談会、説明会では多くの市民から、自分達は再建団体となってからどう暮らしが変わるのかなど、市民生活への不安など多くの意見があったことは事実でございます。しかし、このような対応を取らなければまた、計画自体ができなかったことも事実でございます。厳しい再建計画の中にあっても、いろいろとご指摘もあろうかと思いますが、高齢者、子育て、教育等への配慮は盛り込むことができました。当面今後の計画遂行にあたり、国、道の助言をいただく中で必要に応じ、市民生活に係わる重要なことについては改めて国、道と協議を進めていく場合もあるものと考えているところでございます。

次に、中長期的な展望についてでございますが、多くの事務事業がゼロベースからの見直しにより、

住民生活に係わる事務を始め産業経済面での事務事業、都市基盤の整備など休止、中止、廃止となり、市民の皆さんから本市の将来展望が見えないという声も聞こえているところでございますが、このような中にあっても工場の増設、新たな企業立地などもあり、観光施設等も指定管理者制度または売却により引き続き運営されることが決まりました。また総合病院ではなく診療所という体制にはなりましたが、指定管理者制度により診療の継続ができることになったほか、再建団体となる前はひとつもなかったNPO法人が2団体設立され、新聞報道ではさらに準備中の団体もあり、山本議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、市民の市政に対する大きな意識変化を感じているところでございます。さて、今までもそうございましたけれども、市民の皆さんのご理解とご協力がなければ、長期にわたる財政再建下の行政運営はできません。

また、今後のまちづくりは地域との連携が欠かせないものと考えるところであり、まちづくり、地域づくりに取り組む市民や団体へのサポートが図られるよう、地域再生を主体的に担う行政機構を確立してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 岡崎光雄君 熊谷議員、再質問ありますか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 情報公開についてですけれども、市長はできる限り情報公開をしてきたと市民に対しても十分な資料の公開を含めてその時々でやってきたというふうにおっしゃいましたけれども、これは市民誰もがそのようには到底思っていない、非常に無責任発言だというふうに思います。また住民サービスについてですけれども、住民サービスについても職員体制、消防職員についても人口だけではなく地域の広さということも十分、道や国にもお話されているとことは思いますが、今

後も担当者に来ていただいて見ていただくことが必要かと思います。本当に、広いところに点在している夕張市民がきちんと今後も暮らしていける手立てを取っていかなければならないと思います。また、図書館にしましても一応本を貸し出すようなスペースを取ったということですが、新刊も入らない、そういう図書館機能がないということは、文化とスポーツのまちというふうに夕張市は謳っているわけですし、基本的な市民としての権利だと思います。そういったこともですね、夕張市でやるのが困難であれば、是非広域自治体としての北海道や、国にも働きかけて、道民の生活、国民の生活として是非保障を求めているかと思います。私たちは夕張市民であると同時に北海道民であり、日本の国民です。憲法で保障された、生存権、生活権、幸福追求権にもとづいた地方自治を実行していただきたいと思います。

●議長 岡崎光雄君 要望でよろしいですね。

以上で通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第1、一般質問はこれをもって終結いたします。

●議長 岡崎光雄君 日程第2、議案第9号平成18年度夕張市一般会計補正予算、議案第10号平成18年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第11号平成18年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算、議案第12号平成18年度夕張市公共下水道事業会計補正予算、議案第13号平成18年度夕張市宅地造成事業会計補正予算、議案第14号平成18年度夕張市観光事業会計補正予算、議案第15号平成18年度夕張市住宅管理事業会計補正予算、議案第16号平成18年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第17号平成18年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第18号平成18年度夕張市病院事業会計補正予算、議案第36号財産の取得について。

以上、11議案一括議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第9号ないし議案第18号及び議案第36号の11議案を一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第9号平成18年度夕張市一般会計補正予算についてであります。今回の補正は、人件費をはじめとする各経費の年度末までの執行見込みによる所要額及び夕張市財政再建計画に基づく各事務事業の見直し等による所要額をそれぞれ補正しようとするものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正額 318 億 9,097 万 9 千円の内訳につきましては、22 ページ、一般会計歳入歳出予算補正事項別明細の歳出から、ご説明申し上げます。

1 款議会費につきましては、年度末までの人件費を所要見込みにより減額するものであります。

23 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、庁舎管理経費及び財産管理経費並びに土地開発公社貸付金を減額としますが、職員の退職に伴う退職手当をはじめ、宅地造成事業会計との関連における繰出金のほか、本庁舎修繕経費及び広報広聴業務経費並びに復興再建基金積立金をはじめとする各種基金積立、さらには、公共用地取得経費所要額を計上するものであります。

25 ページ、2 項地域振興費につきましては、財源の振り替えを行うほか、鹿島明石町園芸センター購入経費所要額を追加計上するものであります。

31 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費につきましては、財源の振り替え並びに身体障害者扶助経費をはじめとする各種扶助費及びはまなす会館管理費において減額としますが、国民健康保険事業会計及び老人保健医療事業会計並びに介護保険事業会計との関連における繰出金のほか、障害者自立支援事業経費及び老人保健福祉施設建設費補助経費並びに公共用地取得経費所要額を計上するものであります。

34 ページ、2 項児童福祉費につきましても、保育入所児童扶助費をはじめとする各種扶助費を減

額するものであります。

35 ページ、3 項生活保護費につきましても、生活扶助費を減額するものであります。

36 ページ 4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、水道事業会計及び病院事業会計並びに下水道事業会計との関連における補助金及び繰出金所要額を計上するものであります。

37 ページ、2 項清掃費につきましては、財源の振り替えを行うほか、じん芥収集処理経費及び富野じん芥埋立処分地管理経費所要額において減額するものであります。

39 ページ、6 款農林業費、1 項農業費につきましては、財源の振り替えを行うほか、農業担い手誘致対策経費及び農業振興資金利子補給補助経費並びに小規模ほ場整備事業費補助を減額するものであります。

40 ページ、2 項林業費につきましては、財源の振り替えを行うものであります。41 ページ、7 款商工費、1 項商工費につきましては、市場事業会計との関連における繰出金所要額を追加計上するものであります。

42 ページ、2 項観光費につきましては、財源の振り替えのほか、観光事業会計との関連において、夕張観光株式会社立替金償還金をはじめとする株式会社石炭の歴史村観光及び夕張観光開発株式会社に関連する各経費を観光事業会計への移行及び石炭の歴史村管理経費の組み替えにより観光事業会計に対する繰出金を計上するほか株式会社石炭の歴史村観光破産に伴う損失補償金所要額を計上するものであります。

43 ページ、8 款土木費、1 項土木管理費につきましては、当初計上を留保とした市道用地購入経費のほか、住宅管理事業会計との関連における繰出金所要額を計上するものであります。

44 ページ、2 項道路橋りょう費につきましては、財源の振り替えを行うものであります。

45 ページ、3 項都市計画費につきましては、財源の振り替えを行うほか、郷愁の丘ミュージアム

公園整備経費所要額及び当初計上を留保した平和運動公園用地取得経費所要額を計上しますが、観光事業会計との関連における石炭の歴史村公園等管理委託経費所要額を減額するものであります。

46 ページ、9 款消防費につきましては、消防団員退職報奨金所要額を計上するものであります。

50 ページ、10 款教育費、4 項社会教育費、51 ページ、5 項保健体育費につきましては、財源の振り替えを行うものであります。

52 ページ、12 款公債費につきましては、各特別会計との関連において元金及び利子所要額において減額するものであります。

10 ページに戻ります。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するほか、歳入欠かん補填収入を計上し、収支の均衡を図るものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、575 億 7,108 万 1,000 円となるものであります。

次に、1 ページに戻ります。第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、5 ページ、第 2 表繰越明許費補正のとおり追加しようとするものであります。第 3 条、債務負担行為の補正につきましては、6 ページ、第 3 表債務負担行為補正のとおり追加、廃止及び変更しようとするものであります。第 4 条、地方債の補正につきましては、7 ページ、第 4 表地方債の補正のとおり追加及び変更しようとするものであります。第 5 条、一時借入金の補正につきましては、本書のとおり借り入れの最高額について変更しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 10 号平成 18 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、第 1 条、歳入歳出予算の補正において、歳出予算の組み替えのほか、国保一般事務経費及び介護納付金並びに一般会計との関連における一時借入金利子所要額を計上しますが、老人保健拠出金において所要見込みにより減額するものであり財源所要額については、歳出に関連する特定財源を関係科目に計

上するほか、歳入欠かん補填収入を減額するとともに一般会計繰入金を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、1億475万7千円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、30億8,850万4,000円となるものであります。

以上で、国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第11号平成18年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の補正におきまして、人件費及び一般会計との関連における一時借入金利子所要額を計上しますが、医療給付費において所要見込みにより減額するものであり、財源所要額については、歳出に関連する特定財源を関係科目に計上するほか歳入欠かん補填収入を減額するとともに、一般会計繰入金を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、1億6,510万7,000円となり、この結果歳入歳出予算の総額は34億1,720万4,000円となるものであります。

以上で、老人保健医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第12号平成18年度夕張市公共下水道事業会計補正予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の補正におきまして、財源振り替えを行うほか、人件費及び下水道一般業務経費所要額を計上しますが、一般会計との関連における一時借入金利子において所要見込みにより減額するものであり、財源所要額については、歳出に関連する特定財源を関係科目に計上するほか、歳入欠かん補填収入を減額するとともに、一般会計繰入金を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、1,299万9,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、58億8,908万5,000円となるものであります。

以上で、公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第13号平成18年度夕張市宅地造成事業会計補正予算につきましてご説明いたします。

本会計は、財政再建計画との関連において、平成18年度をもって閉鎖とすることに伴い、各経費の整理を行うものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正におきまして、宅地造成事業の減額をはじめ、一般会計との関連における公債費元金及び利子の減額及び債務負担を繰り上げて一括償還するための所要額を計上するものであり、財源所要額については、歳入欠かん補填収入を減額し一般会計繰入金により閉鎖するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、2億6,407万9千円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は42億8,010万1,000円となるものであります。

以上で、宅地造成事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第14号平成18年度夕張市観光事業会計補正予算につきましてご説明いたします。本会計につきましても、財政再建計画との関連において、平成18年度をもって閉鎖とすることに伴い、各経費の整理を行うものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正におきまして、一般会計との関連において、各経費を移行させたほか、一般会計においてご説明したとおり決算見込みに伴い、所要の経費を減額するものであります。

財源所要額については、歳出に関連する特定財源を関係科目に計上しますが、財源として見込んでいた売上げ及び使用料並びに貸付金返還金収入は財政再建計画において、これらの収入を平成18年度の赤字額として集計していることから、その整理のため減額し、一般会計繰入金を計上するものであり、歳入欠かん補填収入は減額するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、39億9,232万6,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は245億1,848万9,000円となるものであります。

以上で観光事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 15 号平成 18 年度夕張市住宅管理事業会計補正予算につきましてご説明いたします。本会計につきましても、財政再建計画との関連において、平成 18 年度をもって閉鎖することに伴い、各経費の整理を行うものであります。

まず、第 1 条、歳入歳出予算の補正におきまして、歳入における財源振り替えを行うほか、一般会計との関連における一時借入金利子所要額を計上しますが、人件費及び老朽住宅除却経費並びに福住、住初、鹿の谷山手町地区住宅改良経費において所要見込みにより減額するものであり、財源所要額については、歳出に関連する特定財源の整理を行うほか、一般会計繰入金により閉鎖するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、205 万円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 10 億 3,774 万 5,000 円となるものであります。

以上で、住宅管理事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 16 号平成 18 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましては、第 1 条、歳入歳出予算の補正におきまして、地域支援事業経費及び一般会計との関連における一時借入金利子所要額を計上しますが、人件費及び保険給付経費において減額するものであり、財源所要額については、歳出に関連する特定財源を関係科目に計上するほか、歳入欠かん補填収入を減額し一般会計繰入金を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、1,740 万 6,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 18 億 5,191 万 9,000 円となるものであります。

第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、4 ページ、第 2 表繰越明許費補正のとおり追加するものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 17 号平成 18 年度夕張市水道事業会計補正予算についてであります。1 ページ、

第 2 条は、本年度予算第 2 条で定めた業務予定量のうち、給水件数、臨時計量栓、総配水量、一日平均配水量及び建設改良事業について実行見込みにより補正しようとするものであります。

第 3 条は、本年度予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、給水収益などの実行見込み額により営業収益を減額補正しようとするものであります。また、営業外収益につきましては、一般会計からの交付税算入額繰入により増額補正しようとするものであります。

支出につきましては、各経費の実行見込みにより営業費用については減額補正し、営業外費用については増額補正しようとするものであります。

この結果、当年度税込みの経常利益は 2 億 513 万 6,000 円となる見込みであります。

第 4 条は、本年度予算第 4 条で定めた資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、他会計からの長期借入金を減額補正し、他会計補助金につきましては一般会計からの交付税算入額繰入により増額補正しようとするものであります。歳出につきましては、建設改良費の実行見込額により減額補正しようとするものであります。

また他会計からの長期借入金償還金につきましては、長期借入金を全額償還するため増額補正するとともに、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及び補てん財源について、それぞれ補正しようとするものであります。

2 ページ第 5 条は、本年度予算第 7 条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費中、職員給与費について補正しようとするものであります。

第 6 条は本年度予算第 9 条として他会計からの補助金を定めようとするものであります。

第 7 条は本年度予算第 10 条として利益剰余金の処分を定めようとするものであります。

3 ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略をさせていただきます。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 18 号平成 18 年度夕張市病院事業会計補正予算についてであります。1 ページ、第 2 条は、本年度予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出のうち収入につきましては、医業収益は実行見込み額により減額。医業外収益では病院事業会計閉鎖に伴う一般会計からの繰入金及び退職手当債を増額。財政運営債は減額し、南清水沢診療所収益では実行見込みから増額補正しようとするものであります。

支出につきましては医業費用は実行見込額及び病院事業会計閉鎖に伴う関連所要額をそれぞれ見込み、医業外費用では支払利息及び不納欠損処分に係る所要額を、南清水沢診療所費用では材料費を増額補正しようとするものであります。

第 3 条は、本年度予算第 4 条で定めた資本的収入及び支出のうち支出につきまして他会計借入金返還金を増額補正しようとするものであります。

第 4 条は退職手当債に係る限度額等を定めたものであります。

2 ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略をさせていただきます。

以上で病院事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 36 号財産の取得についてであります。本案は、本市の財政再建計画との関連において、夕張市土地開発公社運営のあり方を見直すこととしたことに伴い、これまで夕張市土地開発公社が市の要請に基づき先行取得し、保有している公共用地について、今後計画的に市が買い戻すことにより、同公社保有土地の計画的縮減と金利負担の軽減に努め、公社経営の抜本的な健全化を図るため、取得しようとするものであります。

以上、議案第 9 号ないし議案第 18 号及び議案第 36 号の 11 議案を一括して提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともにならないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 11 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶものあり〕

会議規則第 86 条第 2 項の規定により、異議ないものと認めます。したがって、本 11 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 3、議案第 19 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 20 号夕張市副市長定数条例の制定について、議案第 21 号夕張市収入役事務兼掌条例の廃止について、議案第 22 号夕張市監査委員条例の一部改正について、以上、4 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君(登壇) 議案第 19 号ないし議案第 22 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 4 議案はいずれも、地方自治法の一部改正により、行政組織並びに用語が改められたことに伴い、関係する条例の整理を行おうとするものであります。

初めに、議案第 19 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法改正により、助役が副市長に、吏員が職員にそれぞれ改められることから、本市各条例の関係条文を本条例によって整理しようとするものであります。

次に、議案第 20 号夕張市副市長定数条例の制定につきましては、名称の変更にあわせ、副市長の定数については条例で定めることになったことか

ら、本市副市長の定数を1名と定める条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第21号夕張市収入役事務兼掌条例の廃止につきましては、特別職である収入役に代わり、一般職の会計管理者を置くことに改められたことにより、助役の収入役事務の兼掌を解くことから、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第22号夕張市監査委員条例の一部改正につきましては、これまで条例で定めておりました監査委員の定数が、法律によって定められたことにより、関係条文を改めようとするものであります。

以上、議案第19号ないし議案第22号の4議案、一括して提案理由を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本4議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本4議案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第4、議案第23号議会及び委員会等に出席する証人並びに関係人等の費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第23号議会及び委員会等に出席する証人並びに関係人等の費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、旅費、費用弁償にあわせて支給してお

りました日当を全廃したことに伴い、本条例に規定しております日当に関する条文を削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第5、議案第24号夕張市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議案第29号夕張市公害対策審議会条例の一部改正について、議案第33号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上3議案一括議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第24号夕張市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議案第29号夕張市公害対策審議会条例の一部改正について、及び議案第33号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上3議案一括して、提案理由をご説明申し上げます。

本3議案は、いずれも本年4月より本市行政組織を部制から課制に変更することに伴い、審議会及び事業の所管部局をそれぞれ改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第24号、議案第29号、及び議案第33号の3議案、一括して提案理由を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本3議案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第6、議案第25号夕張市職員旅費条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第25号夕張市職員旅費条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、3月31日をもって市立総合病院を廃止することに伴い、本条例に規定しております医療職の級区分を削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第7、議案第26号夕

張市美術館設置条例の全部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第26号夕張市美術館設置条例の全部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、この4月より美術館の運営管理を指定管理者によって行うことから、条例の全部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶものあり〕

会議規則第86条第2項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第8、議案第27号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第27号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の改正に伴い北海道医療給付事業補助要綱等も改正されることから、その改正内容にあわせ、条文を改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 9、議案第 28 号夕張市助産の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 28 号夕張市助産の実施に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、これまで本市の助産施設でありました市立総合病院が廃止となることから、これに代わる児童福祉法に基づく助産の実施に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 10、議案第 30 号

夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 30 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、老朽住宅の除却に伴い、管理戸数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 11、議案第 31 号夕張市農産物処理加工センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 31 号夕張市農産物処理加工センター設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

市内丁未及び紅葉山に設置の農産物処理加工センターにつきましては、今後売却を予定しているところではありますが、国庫補助との関連により、売却に関する国との協議、承認を必要とすることから、これが終了するまでの間、施設の管理を指定管理者制度によって行うため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 12、議案第 32 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 32 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市内社光一番地に設置しておりました、サイクリングターミナル黄色いリボンにつつきまして、観光施設の効率的な運営を図るため、昨年 4 月にその用途を廃止したところありますが、この度、観光施設の指定管理者となった加森観光より、同施設についても活用したい旨の申し出がありましたので、宿泊施設黄色いリボンとして改めて設置の上、指定管理者による管理とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 13、議案第 34 号夕張市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 34 号夕張市消防団条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現状の消防団員数及び今後の推移、並びに機能的な分団再編を踏まえ、団員の定数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 14、議案第 35 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 35 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年度に実施いたしました合併処理浄化槽設置整備事業を、平成 17 年 3 月に策定した夕張市過疎地域自立促進市町村計画に新たに加えるため、その計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定により、議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 15、議案第 45 号職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第 45 号職員定数条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成 19 年度の在職職員数の見込みに基づき、2 月 28 日開催の第 2 回臨時市議会におきまして職員定数を改めたところでありますが、その時点で確定していなかった勸奨退職者並びに道派遣職員の数が決定をいたしましたので、その実数に沿って、再度職員定数を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶものあり〕

会議規則第 86 条第 2 項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 16、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてその内容をご説明申し上げます。

本報告は、公務従事中の車両事故に起因する相手方への損害賠償額の決定でありまして、平成 18 年 9 月 7 日、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目の道路上におきまして、市公用車と相手方車両との接触事故により損害を与えたことに対する相手方への損害賠償について示談が成立しましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分によって定めたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 17、報告第 2 号夕張市国民保護計画の作成についてを議題といたします。

理事者から、説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 報告第 2 号夕張市国民保護計画の作成について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、いわゆる国民保護法第 35 条第 1 項の規定により市町村が作成しなければならない国民の保護に関する計画につきまして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、北海道市町村モデル計画を基本としながら、国並びに北海道の保護計画を踏まえ作成し、夕張市国民保護協議会、及び北海道知事の確認を終え、夕張市国民保護計画として本書のとおり定めましたので、国民保護法第 35 条第 6 項の規定に基づき報告するものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 岡崎光雄君 日程第 18、報告第 5 号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 岡崎光雄君 日程第 19、報告第 6 号ないし第 8 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 岡崎光雄君 日程第 20、意見書案第 1 号公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、大西議員ほか 16 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第 21、意見書案第 2 号がん対策推進基本計画の早期決定を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、小林議員ほか 16 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 以上をもって本日の日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 3 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 岡 崎 光 雄

夕張市議会 議 員 大 西 ヨ シ 子

夕張市議会 議 員 小 林 孝 雄